



## 第5章 緑化重点地区と保全配慮地区

### 5-1.緑化重点地区

#### (1)緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、都市緑地法（第4条第2項第8号）に基づき定められる地区で、「緑化地域以外で、重点的に緑化の推進に配慮を加える地区」とされています。

#### (2)緑化重点地区の選定

緑化重点地区については、都市緑地法運用指針により、以下に示す条件を参考に選定します。

##### <緑化重点地区の選定条件>

- > 駅前等の都市のシンボルとなる地区や緑の少ない住宅地
- > 風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
- > 防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区
- > 緑化の推進に関し、住民意識が高い地区 など

(都市緑地法運用指針より)

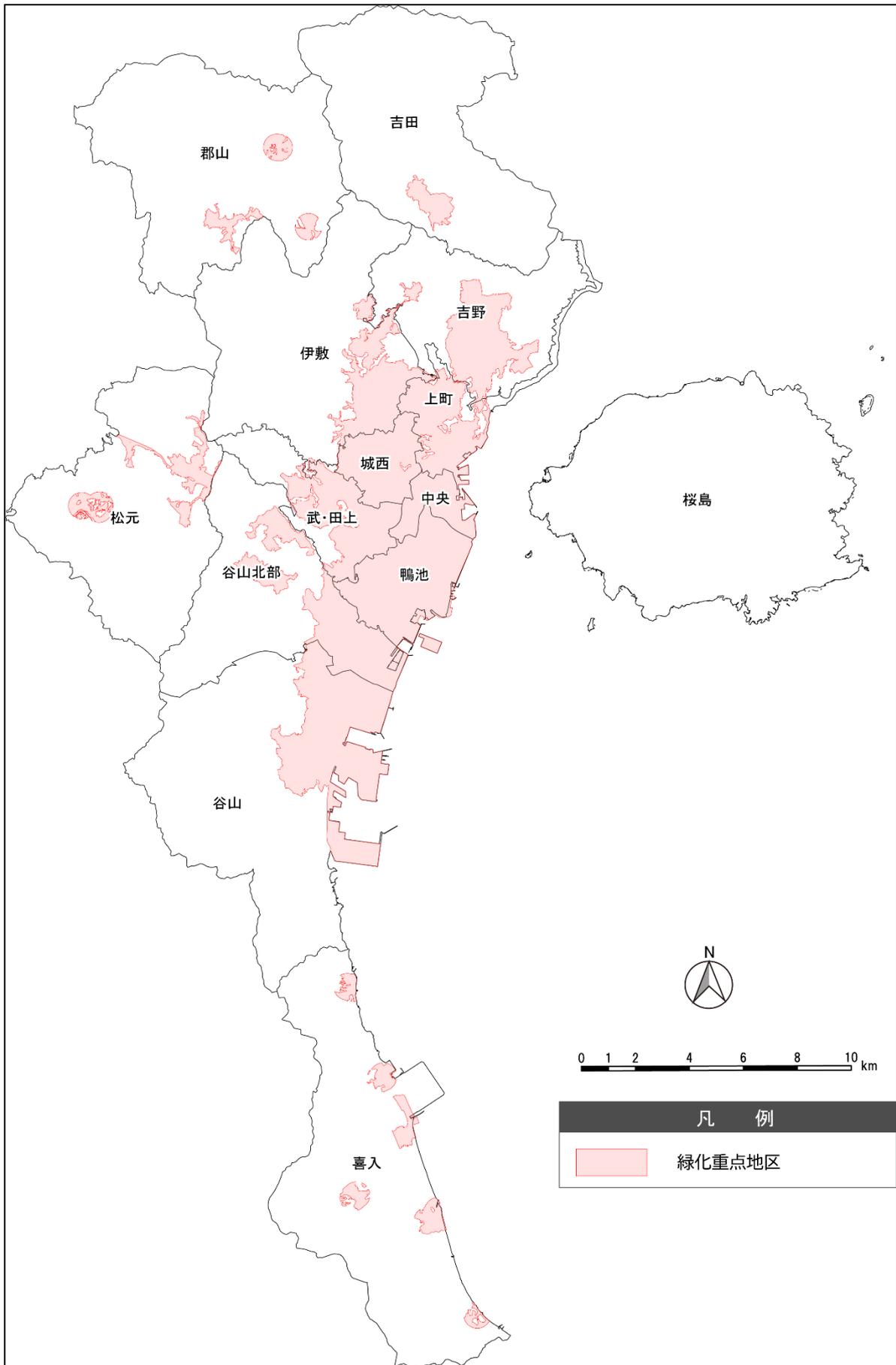
本市においては、これまで、「中央地区」と「鴨池地区」を緑化重点地区として定め、「加治屋まちの杜公園」などの都市の杜の整備やマリレポートかごしまの整備促進など、緑化の推進に取り組んできました。

一方、令和2（2020）年度に行った基礎調査では、「中央地区」や「鴨池地区」を含む市街化区域の緑被率は、13.1%と市全体の69.2%に比べ低く、また、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、コンパクトなまちづくりが求められており、本市においても、平成29（2017）年3月に「かごしまコンパクトなまちづくりプラン（立地適正化計画）」を策定しています。

また、平成29（2017）年の都市緑地法の改正においては、住民等が空き地等を有効活用し、公園等と同等の空間を創出する際、市が認定する制度（市民緑地認定制度）が創設されるなど、公共による緑化のみならず、住民主導による緑化への期待も高まっています。

さらに、国においては、緑化重点地区等を対象とした新たな補助制度の創設を検討していることや緑の基本計画作成の手引きとされる「緑の基本計画ハンドブック（令和3年度改訂版）」において、前述の市民緑地認定制度をはじめとし、緑化重点地区であることが要件とされている制度や事業があることから、「制度の活用が想定される地域を幅広く指定しておくよう留意すべき」とされていることを踏まえ、今回、緑被率の現況やコンパクトシティとの連携、新たな制度の活用などを見据え、**市街化区域及び立地適正化計画に基づく居住誘導区域を緑化重点地区とします。**

【図 緑化重点地区】



### (3) 緑化重点地区における主な取組

緑化重点地区における推進施策として、以下のような取組が想定されます。

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 緑地協定及び市民緑地契約の締結</li> <li>▶ 公共公益施設の緑化</li> <li>▶ 民有地緑化に対する助成</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市民緑地設置管理計画の認定</li> <li>▶ 地区計画等の区域における緑化率規制</li> <li>▶ 都市公園の整備 など</li> </ul> |
|---|--|

(都市緑地法運用指針より)

また、緑化重点地区においては、市による重点的な緑化施策に加え、住民及び事業者等の自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待できることから、積極的な地区の設定を行うとともに、緑化の推進に向けた官民連携の方針を定めることが望ましいとされています。

上記を踏まえ、以下のような取組を重点的に進めます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ フラワー・パートナーなどとの協働・共創による緑化の促進</li> <li>▶ 市民緑地認定制度を活用した緑地空間の創出の検討</li> <li>▶ 武岡公園や借上げ公園、土地区画整理事業による公園整備の推進</li> <li>▶ 市電軌道敷緑化や屋上・壁面緑化の推進、街路樹等の再生（質の転換）</li> <li>▶ Park-PFI事業の活用等による公園の整備・運営や機能の維持、充実 など</li> </ul> |
|--|

## 5-2.保全配慮地区

### (1)保全配慮地区とは

保全配慮地区とは、都市緑地法（第4条第2項第6号）に基づき定められる地区で、「緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域で、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」とされています。

行為の制限などの法的な効果は生じませんが、風致景観や生態系の保全の観点及び市民の自然とのふれあいの場の提供の観点等の都市における緑地の状況を勘案して、特に緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区として位置付け、その地区内で講じる緑地保全施策などを定めます。

### (2)保全配慮地区の選定

保全配慮地区については、都市緑地法運用指針により、以下に示す条件を参考に選定します。

#### <保全配慮地区の選定条件>

風致景観の保全、生物多様性の保全、都市住民の自然とのふれあいの場の提供等の観点から重要となる自然環境に富んだ地区 など

(都市緑地法運用指針より)

本市では、これまで、保全配慮地区は指定しておらず、斜面緑地のうち、市街地を取り囲む又は市街地からの眺望景観の範囲を導入に向けた検討範囲としてきました。(既に法規制で担保されている国立公園、慈眼寺・寺山風致地区、保安林を除く。)

一方、斜面緑地については、前プラン策定時の平成22(2010)年当時から、保全対象箇所や保全手法について検討が行われ、保全が必要な斜面緑地として選定された市街化区域内の21箇所のうち、特に優先して保全していく4箇所について、平成26(2014)年10月に市街化調整区域へ編入(逆線引き)するなど、その保全に努めてきています。

市街化区域内の斜面緑地については、市街地に残された貴重な緑として、引き続き保全方策を検討する必要があること、また、これまでの経過を踏まえるとともに上位計画との整合を図る観点から、第二次かごしま都市マスタープランにおける「斜面緑地保全箇所」を保全配慮地区の導入に向けた検討範囲とします。

### (3)保全配慮地区における主な取組

保全配慮地区における保全施策として、以下のような取組が想定されます。

今後、これらの施策の導入を見据え、保全配慮地区の指定について、引き続き検討します。

#### <保全配慮地区で導入が想定される主な取組>

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| ➤地区計画等の区域内における緑地の保全 | ➤風致地区の指定           |
| ➤市民緑地契約の締結          | ➤農地の保全や活用方策        |
| ➤保存樹・保存樹林の指定        | ➤市区町村の条例に基づく緑地保全施策 |
| ➤都市公園の整備            | など                 |

(都市緑地法運用指針より)

【図 保全配慮地区導入検討範囲】

